

令和 8 年度 大学スポーツ総合支援事業
諸謝金基準単価表

委託事業の経費の積算にあたっては、スポーツ庁が定める以下の諸謝金基準単価（以下「基準単価」という。）を基準として使用すること。

※ 基準単価は、積算にあたっての上限の目安を示すものであり、委託事業者が規定等に定める単価（以下「規定単価」という。）など、別に根拠となりうる単価がある場合においては、それらを用いて積算することも可能であるが、高額とならないように配慮し、合理的な単価を設定すること。

根拠がない場合、または社会通念上合理的な単価および総額とは判断できない諸謝金については本委託事業の対象外とする。その判断はスポーツ庁が行う。

※ 規定単価が基準単価を下回る場合には、規定単価を適用すること。

※ 以下で示す区分以外の諸謝金の計上を妨げるものではない。

諸謝金基準単価

区分	単位	金額（円）	備考
会議出席謝金	日	14,600円	実働2時間以上
会議出席謝金	時間	7,300円	実働2時間未満
講演謝金	時間	11,800円	専門的なテーマの講演
講義謝金	時間	8,400円	
実技・指導等謝金	時間	6,300円	
作業補助等労務謝金	時間	1,570円	会場整理など
執筆謝金	枚	2,600円	報告書（提言）作成等